



弁護士法人TLEO

虎ノ門法律経済事務所
名古屋支店

Toranomon Law & Economic Office
Nagoya Branch





法務の力が企業を強くする

— 経営者に法の力を —



経営者側労働問題への特化

虎ノ門法律経済事務所名古屋支店は業務の大半を
経営者側労働問題への対応に充てる労働法分野のスペシャリストです

— ご挨拶 —



古山 雅則

Masanori Koyama

(愛知県弁護士会 所属)

私の弁護士としての信念は、「真面目に生きている人が馬鹿をみることは許せない」というものです。真面目に生活されている方、真面目に経営されている経営者の方が損することはあってはなりません。不合理をなくしたい。だから私は、依頼者のためにできること全部やり尽くす。そう決意しています。

現在虎ノ門法律経済事務所名古屋支店では、主に中小企業の方々を対象とした企業法務に関連する法務サービスの提供をしております。

経営者側に立った経営労務に特化し、現在扱う業務のほとんどが労働法分野を中心とした企業に対する法律顧問業務で占められています。経営労務と中小企業法務。分野を絞り、業務を集中特化することで培われたノウハウ・経験知に基づく法務の力を、是非多くの企業の皆様にご活用いただき、自社の成長・発展にお役立ていただければ幸いです。

依頼者様に最高のリーガルサービスを。

依頼者様に喜び、笑顔になっていただける仕事をするのが、私の誇りです。



虎ノ門法律経済事務所 名古屋支店の強み

1. 経営労務、中小企業法務に特化した事務所です

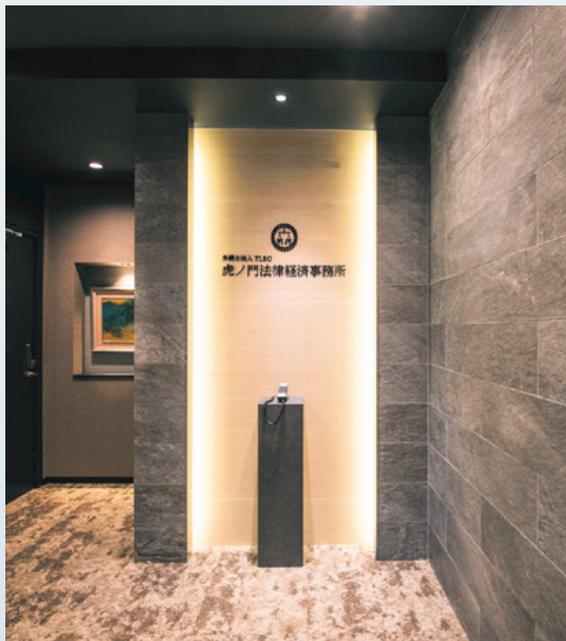
企業が存続、発展していくためには、経営者の皆様が労働法制、労働問題に真摯に向き合うことの重要性が高まっています。虎ノ門法律経済事務所名古屋支店は、経営者側に立った経営労務に特化し、現在扱う業務のほとんどが労働法分野を中心とした企業に対する法律顧問業務で占められています。分野を絞り、1点に集中することで培われたノウハウ・経験知に基づく法務の力こそが、真に企業の皆様のお役に立てると確信しています。

2. 顧問弁護士としての活動以外を制限しています

虎ノ門法律経済事務所名古屋支店では現在、企業からの労務問題、顧問業務以外の新規の受任のほとんどを制限しています。これは、長期的な信頼関係を築いてきた顧問先様、あるいは今後築いていく顧問先様への対応に集中することで、より深く、より手厚い対応をご契約いただいている顧問先企業様に提供するためです。このため、ご依頼をいただいた企業様には、きめ細かで迅速な支援をお約束いたします。

3. 明瞭なサービス内容と明確な費用体系

虎ノ門法律経済事務所名古屋支店の弁護士費用は、顧問契約制を採用しております。顧問契約をご締結していただくことで、顧問料の中で相談、助言、事件交渉などの様々な法務支援を受けることができます。これにより、個々の案件、事件への対応を低額な費用でご依頼いただくことが可能となります。また、料金別に顧問サービスの内容を一覧にして明確化し、予算や要望に応じそれぞれの企業様にあったご契約をご提案しております。

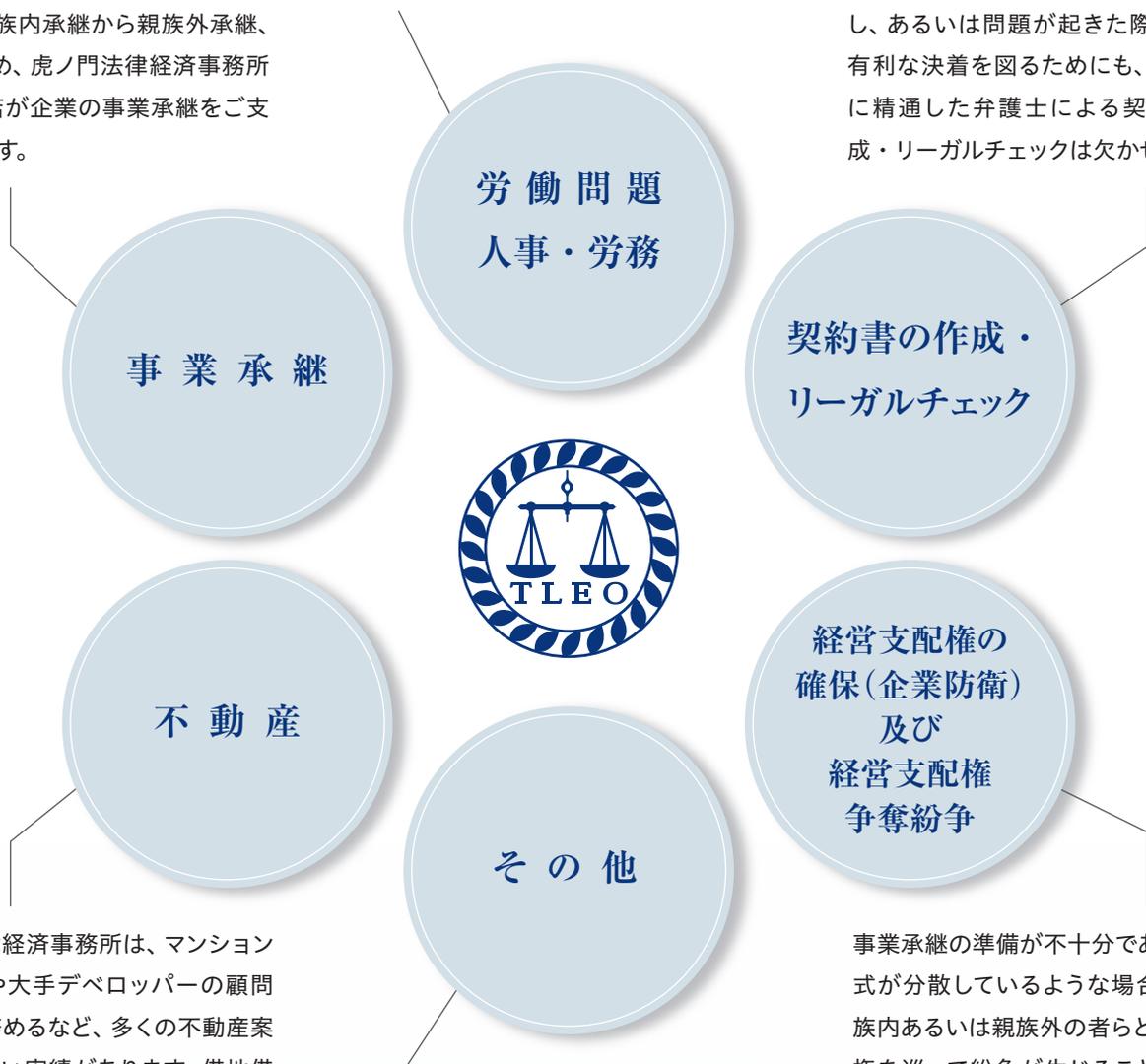


企業法務 取り扱い分野

スムーズな事業承継を行うことは、企業の持続的発展に不可欠な最重要経営事項であり、経営者がハッピーリタイアを迎えるための前向きな経営課題です。親族内承継から親族外承継、M&Aを含め、虎ノ門法律経済事務所名古屋支店が企業の事業承継をご支援いたします。

残業代請求や問題社員への対応、労働組合との団体交渉などの労働問題を労働法分野に強い弁護士が解決いたします。就業規則の作成や賃金制度の構築等の人事・労務支援も積極的に行っています。

危機管理が希薄であったがために、思わぬ大きな不利益を被ってしまうというケースが後を絶ちません。事業活動は取引=契約の集積です。リスクを予防し、あるいは問題が起きた際に自社に有利な決着を図るためにも、企業法務に精通した弁護士による契約書の作成・リーガルチェックは欠かせません。



虎ノ門法律経済事務所は、マンション管理組合や大手デベロッパーの顧問弁護士を務めるなど、多くの不動産案件の取り扱い実績があります。借地借家、不動産売買、再開発事業等の不動産に関する法務は、不動産・建築問題に精通する虎ノ門法律経済事務所名古屋支店にご相談ください。

- クレーム対応 ● 債権回収
- IT企業法務 ● ネット誹謗中傷対応
- フランチャイズ展開
- 企業再生、法人破産

事業承継の準備が不十分であったり株式が分散しているような場合には、親族内あるいは親族外の者らと経営支配権を巡って紛争が生じることがあります。会社法に精通した虎ノ門法律経済事務所名古屋支店が、経営支配権の確保(企業防衛)を支援し、また経営支配権争奪紛争を解決いたします。



企業様が、より迅速に、より低額な費用で、より手厚い法務支援を受けることができるのが顧問契約です。

虎ノ門法律経済事務所名古屋支店は、多くの企業様と顧問契約を締結し、幅広い業種の企業様に対しさまざまなリーガルサービスを提供しています。顧問契約は、法務業務の最適なアウトソーシングであり、社外参謀として経営者の力となります。多くの企業様にとって、弁護士との顧問契約は価値ある選択肢です。

虎ノ門法律経済事務所名古屋支店の 顧問契約の特徴



中小企業の企業法務に
特化した弁護士



経営労務、労働問題に
高い専門性



数々の試練、修羅場を
経験してきた戦う戦士



原則24時間以内の
回答約束

顧問契約のメリット

・メールや電話、チャットを活用して、無料ですぐに相談できる

顧問契約を締結していただくと、相談したいと思った時にメールや電話、チャットを利用してすぐに弁護士と連絡を取ることができ、面談も最優先で日程を入れることが可能となります。また、問題が発生していない時でも、日々の取引や従業員対応の中で生じる疑問等をいつでも気軽に相談することができます。

・法務コストを軽減し、経営に専念できる

契約書作成をはじめとした法務業務を従業員に担当させようとするれば、その業務を一定のレベルで行えるようになるための訓練が必要であり、そのためのコストも給料という形で相当にかかるのが実情です。顧問弁護士を活用することで、従業員一人を雇用するのに比べてはるかに低額なコストで、プロフェッショナルの法務支援を受けることが可能となります。

・トラブルを未然に予防できる

弁護士が契約書の作成やチェックに関わることで、取引や交渉時にあらかじめリスクを把握し、これを予防することが可能となります。労働問題、雇用問題については特に、弁護士の関与のもとに事を進めることがトラブル予防には不可欠と言えます。

・対外的な信用力が高まる

虎ノ門法律経済事務所名古屋支店を顧問弁護士として対外的に表示していただくことは、貴社の信用や評判へ大きな好影響を与えるだけでなく、紛争予防にも役立ちます。顧問弁護士をつけている企業はまだまだ少ないのが現実である中、顧問弁護士がいるというだけで貴社は一歩抜きん出た「信用力」を得ることができます。

事務所概要

- 名称 弁護士法人TLEO 虎ノ門法律経済事務所 名古屋支店
- 開設年月日 2013年2月
- 支店長 弁護士 古山 雅則（愛知県弁護士会所属）
- 住所 〒460-0002
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目20番3号 BPRプレイス久屋大通3階
- 電話番号 052（684）8311
- F A X 052（684）8312
- メールアドレス nagoya@t-leo.com
- 営業時間 平日 9:00～18:00（土・日曜、祝日を除く）
- アクセス 地下鉄桜通線・名城線久屋大通駅1番出口 徒歩2分
地下鉄桜通線・鶴舞線丸の内駅 徒歩10分



弁護士法人TLEO

虎ノ門法律経済事務所 名古屋支店

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目20番3号 BPRプレイス久屋大通3階

TEL. 052(684)8311 FAX. 052(684)8312

<https://www.nagoya.t-leo.com>

虎ノ門法律経済事務所 名古屋支店

